

農業制度資金の貸付条件等

(利率：R2.4.20 現在)

資金区分	主な資金用途等	貸付対象者	貸付利率 (%)	限度額 (万円)	償還期限 (年)		
農業近代化資金*	産地基盤強化促進資金	認定農業者	0~0.04	個人 1,800 法人 3,600	7~15 (2~7)		
	認定農業者育成確保資金		0~0.04	認定農業者向け特例 利子助成により実質 負担金利0% (注2参照)			
	担い手育成資金	新規就農者 認定新規就農者 集落営農組織等	0.00	1,800	7~15 (2~7)		
	一般資金	農業者 農業者等の組織 する団体 農業参入法人 農協等	0.20	個人 1,800 法人 20,000 農業参入法人 15,000 農協等 150,000	7~20 (2~7)		
就農支援資金	就農施設等資金	農業経営を開始する際の 機械の購入、施設の設置 等のための資金	認定就農者 (経営開始5年以 内であること)	無利子	青年 3,700 (2,800を越える額は必要額の 1/2以内) 中高年 2,700 (1,800を越える額は必要額の 1/2以内)	12(5)	
日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL)*	建物・機械・農地取得、 家畜の購入、加工処理・ 販売施設の取得、負債整 理等	認定農業者	0.16~0.20	一定の要件を満たす 認定農業者に対して 実質無利子化措置を 適用 (注3参照)	個人 30,000 (複数部門経営等は6億円) 法人 100,000 (協調融資に応じ30億円)	25(10)
	農業改良資金	施設の改良・造成又は取得 永年性植物の植栽又は育成 農地又は採草放牧地の 排水改良、土壌改良等	持続農業法、六 次産業化法、農 商工連携法等の 特例法による認 定者	無利子	個人 5,000 法人、団体 15,000	12(3~5)	
	青年等就農資金	農業経営を開始する際の 機械の購入、施設の設置 等のための資金	認定新規就農者	無利子	一般 3,700 特認 10,000	17(5)	
	農業基盤整備資金*	農地の改良、造成	土地改良区等	0.20~0.35	地元負担額	25	
	経営体育成強化資金*	既往借入金等の償還負担 の軽減及び前向き投資 資金	農業者 (個人・法人) 集落営農組織 農業参入法人等	0.20	①経営改善 負担額の80% ②負担軽減 個人：1,000 法人：4,000 ③償還円滑化資金 経営改善期間中の5年間の 既往借入金の元利金の合計 但し、①~③の合計額が 個人：15,000 法人：50,000	25(3)	
農林漁業セーフ ティネット資金*	農業経営の維持安定に 必要な長期運転資金	農林漁業者 ※認定農業者、 認定就農者、集 落営農組織	償還期限9年まで 0.16 9年超10年以下 0.17	600 (一定要件を満たすものは、年 間経費の6/12)	10(3)		
農業経営負担軽減支 援資金*	既往借入金等の償還負担 の軽減	農業者 (個人・法人)	0.20	営農負債の残高	10(3)		
農業経営改善 促進資金 (スーパーS)	短期運転資金	認定農業者	1.50	個人 500 (施設園芸・畜産はこの4倍) 法人2,000 (")	1		

注1. 償還期間の()は据置期間

注2. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業により、償還終了時まで金利負担軽減措置が講じられる(現在:利子助成率0~0.04%)。

注3. 実質化された人・農地プランに地域を中心経営体として位置づけられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者について、予算の範囲内で貸付当初5年間、実質無利子化措置が講じられる。

注4. *印の資金については、東日本大震災による被災農業者等が借り入れる場合、最長18年間実質負担金利0%で償還期限・据置期間がそれぞれ3年延長となる特例措置がある。